

# 令和3年度市民税・県民税申告書作成及び 税額試算システムを導入しました

花巻市では、ご自宅にインターネット接続できるパソコンがあれば、ご自宅で好きな時間に市民税・県民税申告書を作成することができる「市民税・県民税申告書作成システム」を1月25日から導入しました。このシステムは、金額等を入力するだけで花巻市の様式に対応した申告書を作成することができ、印刷してそのまま郵送して提出することで申告書作成会場へ出向く必要がなくなります。また、税制改正に対応した税額試算もできるシステムとなっています。是非、ご利用ください。

## 概要

### 1 システムの特長

#### (1) 申告書の出力

- ・給与や公的年金の源泉徴収票等に記載された金額や生命保険等の支払額をそのまま入力するだけで、申告書を作成。所得金額や控除額はシステムが自動計算  
※令和3年度（令和2年分）の申告書から作成可能。令和2年度以前の申告書は非対応
- ・花巻市の様式に対応した申告書を出力可能。印刷してそのまま提出（郵送可）可能  
※システム上での送信による提出はできません

#### (2) 個人市民税・県民税税額の試算

- ・申告書作成と同様に金額を入力すると、個人市民税・県民税の試算が可能
- ・税制改正にも対応

#### (3) 個人情報の入力について

- ・個人情報を保護するため、住所、氏名、電話番号などの個人情報はシステム上に保存しない仕様

### 2 主な機能

- ・申告書作成
- ・個人市民税・県民税税額試算
- ・退職金の税額試算
- ・ふるさと納税試算

### 3 利用開始日

令和3年1月25日（月）から利用可能

※市県民税申告期間

令和3年2月15日から令和3年3月15日まで  
申告会場：文化会館及び各総合支所

※花巻市公式ホームページにシステムへのリンクを掲載しています。

### 4 利用上の注意点

- ・確定申告される方は、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナー（e-Tax）をご利用ください。
- ・システムで作成された申告書は電子メールやFAXでの提出はできません。ご自宅のプリンタで印刷し、郵送（または申告会場へご持参）にて提出してください。
- ・郵送する際は必要書類も同封していただきますので、詳しくは花巻市のホームページをご覧ください。
- ・営業、農業、不動産所得の収支内訳書の作成や譲渡所得などの分離課税分の申告書作成はできません。ご自身で、所定の様式を使用して作成ください。
- ・算出する税額は試算した額であり、確定した額ではありませんので、参考としてご利用ください。
- ・システムの動作環境については、花巻市のホームページをご覧ください。

#### システムトップページ画像



